

申し合わせ

【安良里漁業協同組合】（現 伊豆漁業協同組合 安良里支所） 共第10号共同漁業権内漁場における遊漁船操業

平成13年4月11日

さて、当組合の共第10号共同漁業権内漁場は、当組合の小型一本釣漁業者の重要な漁場であります
が、近年、他地区の大型遊漁船が数多く参入し始め、資源の安定的維持が困難な状況になっています。

かかる状況を考慮し、遊漁船業者の操業等における自粛について、ご理解を賜りたく、貴組合遊漁船
業者の方々に下記事項についてご協力を頂きますよう、ご指導のほどお願い申し上げます。

記

1. 操業時間は、周年、午前7時より午後1時までとする。
2. 大量のコマセを使用しての、魚群の誘導行為の禁止。
3. 渔場においては、地元漁業者との競合及びトラブルを避けるため、地元漁業者の船団等より、原則
100m離れて操業すること。